

令和6年度水質検査計画

日高町水道事業（日高町上水道）

水質検査とは

水質検査は、水質基準に適合していることを確認するため不可欠なものです。
水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めたものです。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点
4. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点及びその理由
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. その他

1. 基本方針

- (1) 水質検査は、水質基準が適用される蛇口に加え、水源も行います。
- (2) 検査項目は安全及び法令を充分考慮して選定いたします。
- (3) 検査頻度は安全及び法令を充分考慮して定めます。
- (4) 水源に汚染等が起こらないよう常時監視を行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

給水状況は、以下のとおりです。

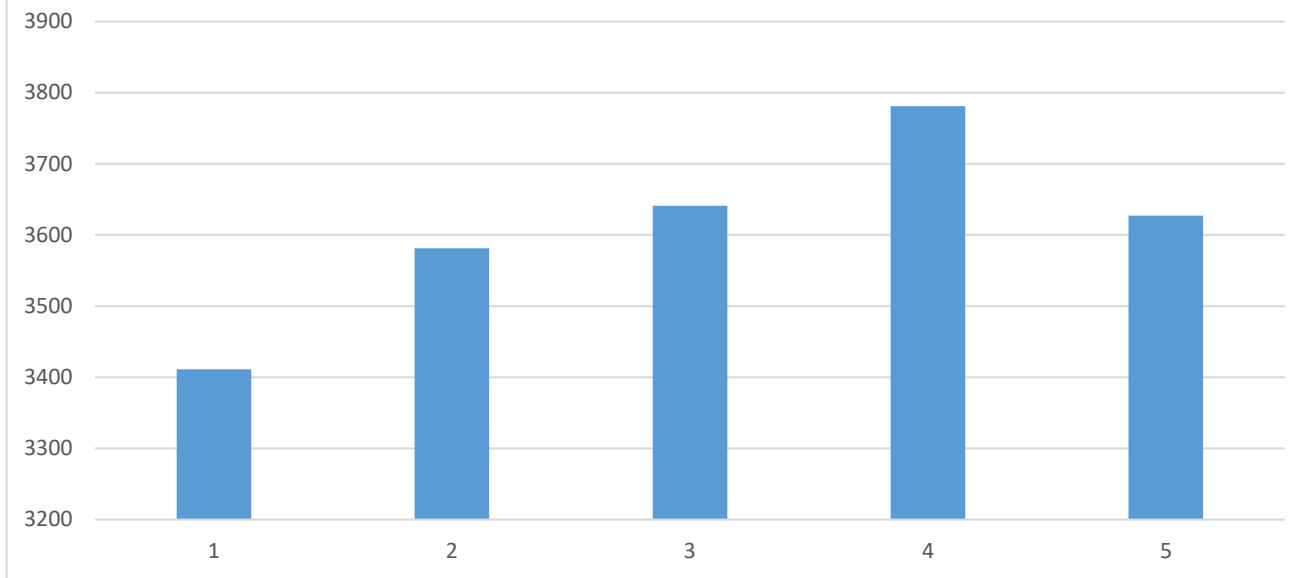
区 分	内 容
事業体の名称	日高町水道事業（日高町上水道）
給水区域	日高町富川から厚賀（431.20km ³ ）
計画給水人口	12,700人（令和4年度末9,367人）
計画1日最大給水量	7,080m ³ （令和4年度実績4,367m ³ ）
1日平均給水量	5,447m ³ （令和4年度実績3,627m ³ ）

(2) 浄水施設

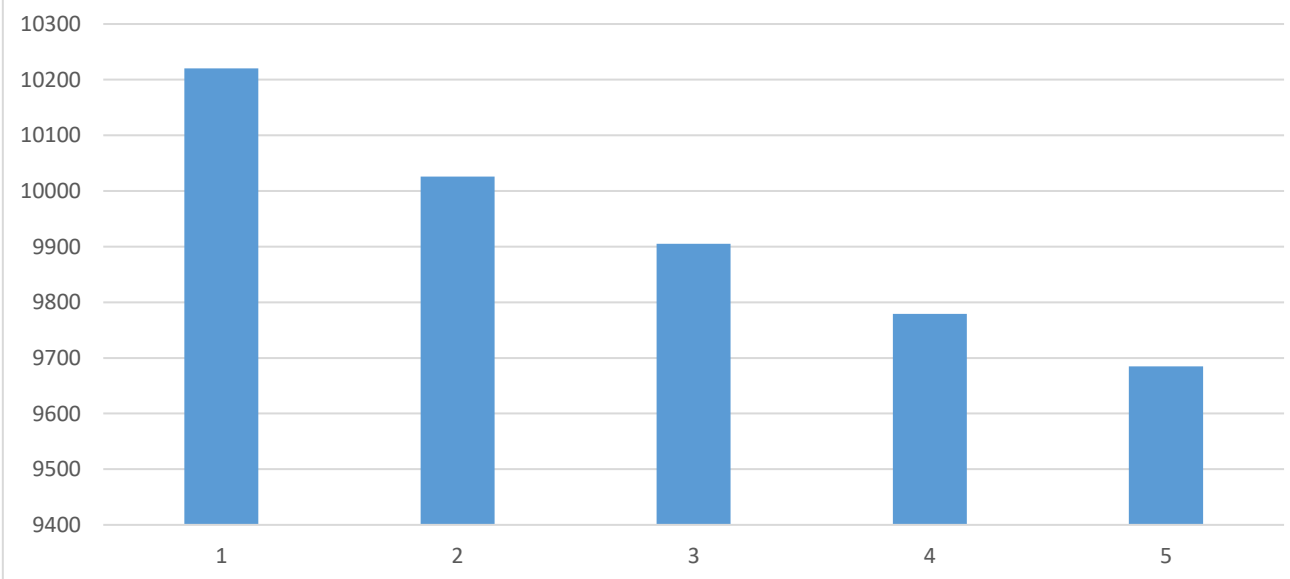
日高町水道事業（日高町上水道）には浄水場が2カ所あります。

浄水場名	富川浄水場	富川第2浄水場
通水年度	昭和39年11月	平成15年12月
水 源	沙流川伏流水	沙流川福伏流水
水利権（m ³ ／日）	5,900（m ³ ／日）	1,300（m ³ ／日）
給水能力（m ³ ／日）	5,900（m ³ ／日）	1,180（m ³ ／日）
主な浄水処理方法	塩素消毒	急速ろ過 塩素消毒
主な浄水処理薬品 （凝集剤） （消毒剤）	次亜塩素酸ナトリウム	ポリ塩化アルミニウム(PAC) 次亜塩素酸ナトリウム

1日平均給水量(m³/日)



給水人口



3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

原水の状況

富川浄水場系統

(1) 河川流域

伏流水なので汚染のおそれはなく水質も安定している。

(2) 原水水質で留意すべき状況

次表に示す。

浄水場名	富川浄水場
原水の汚染要因	特になし
水質管理上注意すべき項目	細菌類(一般細菌・大腸菌) 鉄及びその化合物 カルシウム・マグネシウム等(硬度) 蒸発残留物 色度 濁度 臭気 味
浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目	臭素酸・塩素酸(次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する)

富川第2浄水場系統

(1) 河川流域

伏流水なので汚染のおそれはなく水質も安定しているが、鉄及びその化合物による影響により色度がでる可能性がある。

(2) 原水水質で留意すべき状況

次表に示す。

浄水場名	富川第2浄水場
原水の汚染要因	特になし
水質管理上注意すべき項目	鉄及びその化合物 カルシウム・マグネシウム等(硬度) 蒸発残留物 色度 味 臭気
浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目	臭素酸・塩素酸(次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する)

(3) 水道水(浄水)の状況

今までの水質検査結果より、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水道水をお届けしています。

4. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点及びその理由

適用範囲 富川浄水場系統

適用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

(1) 浄水の水質検査項目及び検査頻度

1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目(51項目)の水質検査を行います。なお、法令に基づく水質検査表(2)の1日に1回行う検査についても検査を行います。

2. 検査頻度

検査頻度の決定については、水道法施行規則第15条第1項の3にて行いました。

ア 法令に基づく水質検査表(1)のうち、濃度が1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目についても水質が安定し良好であることを確認するため51項目すべての検査を年1回行います。

イ 法令に基づく水質検査表(1)の項目1, 2, 11, 34, 38, 46～51の検査は、毎月1回(1回はアに含む)行います。(一般検査)

ウ 法令に基づく水質検査表(1)の項目10, 21～31の検査は、年4回(1回はアに含む)行います。(消毒副生成物)

エ 法令に基づく水質検査表(1)の項目39, 40の検査は性状確認のため、年4回(1回はアに含む)行います。

オ 法令に基づく水質検査表(2)の色, 濁り, 消毒の塩素効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。

(2) 原水の水質検査項目及び検査頻度

1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物である21～31, 48を除く39項目の水質検査を行います。

2. 検査頻度

ア 法令に基づく水質検査表(1)の39項目検査を各水源にて年1回行います。

イ クリプト指標菌の検査を年4回行います。

ウ 管理目標設定項目検査表(3)の項目31の検査を年1回行います。

(3) 採水地点及びその理由

富川浄水場系統

浄水(給水栓水)	
採水地点	沙流郡日高町富川南1丁目9番1号 日高町水・暮らしサービスセンター
選定理由	給水区域のうち末端地域であり、公共の施設で常時採水が容易であり、水質把握の代表的な場所であることから。
原水(水道水源)	
採水地点	沙流郡日高町富川東1丁目699の3-4-5 富川浄水場
選定理由	浄水場に取水した原水で水質把握の代表的な場所であることから。

適用範囲 富川第2浄水場系統

適用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

(1) 浄水の水質検査項目及び検査頻度

1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目(51項目)の水質検査を行います。なお、法令に基づく水質検査表(2)の1日に1回行う検査についても検査を行います。

2. 検査頻度

検査頻度の決定については、水道法施行規則第15条第1項の3にて行いました。

ア 法令に基づく水質検査表(1)のうち、濃度が1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目についても水質が安定し良好であることを確認するため51項目すべての検査を年1回行います。

イ 法令に基づく水質検査表(1)の項目1, 2, 11, 34, 38, 46～51の検査は、毎月1回(1回はアに含む)行います。(一般検査)

ウ 法令に基づく水質検査表(1)の項目10, 21～31の検査は、年4回(1回はアに含む)行います。(消毒副生成物)

エ 法令に基づく水質検査表(1)の項目33, 39, 40の検査は性状確認のため、年4回(1回はアに含む)行います。

オ 法令に基づく水質検査表(2)の色, 濁り, 消毒の塩素効果(残留塩素)の検査は1日1回行います。

(2) 原水の水質検査項目及び検査頻度

1. 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目のうち厚生労働省課長通知に基づき消毒副生成物である21～31, 48を除く39項目の水質検査を行います。

2. 検査頻度

ア 法令に基づく水質検査表(1)の39項目検査を各水源にて年1回行います。

イ クリプト指標菌の検査を年4回行います。

ウ 管理目標設定項目検査表(3)の項目31の検査を年1回行います。

(3) 採水地点及びその理由

富川第2浄水場系統

浄水(給水栓水)	
採水地点	沙流郡日高町富川西7丁目 個人宅
選定理由	給水区域のうち末端地域であり、個人一戸建住宅が水道水質把握の代表的な場所であることから。
原水(水道水源)	
採水地点	沙流郡日高町字平賀438-1番地 富川第2浄水場
選定理由	浄水場に取水した原水で水質把握の代表的な場所であることから。

法令に基づく水質検査表
水質検査表（１） 水質基準

項目	基準値	原則頻度	法的検査回数減	項目の概要	
1 一般細菌	100個/ml	月1回	月1回	病原微生物	健康に関する項目
2 大腸菌	不検出				
3 カドミウム及びその化合物	0.003	3ヶ月1回	一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1	金属類	
4 水銀及びその化合物	0.0005				
5 セレン及びその化合物	0.01				
6 鉛及びその化合物	0.01				
7 ヒ素及びその化合物	0.01				
8 六価クロム化合物	0.02				
9 亜硝酸態窒素	0.04				
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	3ヶ月1回	3ヶ月1回	無機物質・消毒副生成物	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	3ヶ月1回	一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1	無機物質	
12 フッ素及びその化合物	0.8				
13 ホウ素及びその化合物	1				
14 四塩化炭素	0.002				
15 1,4-ジオキサン	0.05				
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				
17 ジクロロメタン	0.02				
18 テトラクロロエチレン	0.01				
19 トリクロロエチレン	0.01				
20 ベンゼン	0.01				
21 塩素酸	0.6	3ヶ月1回	3ヶ月1回	消毒副生成物	
22 クロロ酢酸	0.02				
23 クロロホルム	0.06				
24 ジクロロ酢酸	0.03				
25 ジブロモクロロメタン	0.1				
26 臭素酸	0.01				
27 総トリハロメタン	0.1				
28 トリクロロ酢酸	0.03				
29 プロモジクロロメタン	0.03				
30 プロモホルム	0.09				
31 ホルムアルデヒド	0.08				
32 亜鉛及びその化合物	1	3ヶ月1回	一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1	金属類	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2				
34 鉄及びその化合物	0.3				
35 銅及びその化合物	1				
36 ナトリウム及びその化合物	200				
37 マンガン及びその化合物	0.05				
38 塩化物イオン	200				月1回
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	3ヶ月1回	一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1	その他	
40 蒸発残留物	500				
41 陰イオン界面活性剤	0.2				
42 ジェオスミン	0.00001	藻の発生時期に月1回	藻の発生時期に月1回	有機物質	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001	3ヶ月1回	一定要件を満たす場合は検査回数を減じることができる。*1		
44 非イオン界面活性剤	0.02				
45 フェノール類	0.005	月1回	月1回	その他	
46 有機物（TOC）	3				
47 pH値	5.8～8.6				
48 味	異常でない				
49 臭気	異常でない				
50 色度	5度				
51 濁度	2度				

*1 基準値の1/10以下で水源に変動がない場合は3年に1回、1/5以下の場合は年1回に検査回数を減じることができる。

水質検査表（２） 1日1回行う検査

項目	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の塩素効果（残留塩素）	0.1mg/l以上

管理目標設定項目検査表（3）

	項 目	目 標 値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02 mg/l以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002 mg/l以下（暫定）
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02 mg/l以下
4	（項目削除）亜硝酸態窒素	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下
6	（項目削除）トランス-1,2-ジクロロエチレン	
7	（項目削除）1,1,2-トリクロロエタン	
8	トルエン	0.4 mg/l以下
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/l以下
10	亜塩素酸	0.6 mg/l以下
11	（項目削除）塩素酸	
12	二酸化塩素	0.6 mg/l以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/l以下（暫定）
14	抱水クロラール	0.02 mg/l以下（暫定）
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下
16	残留塩素	1 mg/l以下
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10 mg/l以上 100 mg/l以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01 mg/l以下
19	遊離炭酸	20 mg/l以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/l以下
21	メチル-t-ブチルエーテル（MTBE）	0.02 mg/l以下
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/l以下
23	臭気強度（TON）	3以下
24	蒸発残留物	30 mg/l以上 200 mg/l以下
25	濁度	1度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下（暫定）
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1 mg/l以下
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/l以下（暫定）

5. 臨時の水質検査

次のような水質変化等が発生した場合は、直ちに水質検査を実施し、水質異常が終息して安全が確認されるまで行います。

- (1) 水源に著しく変化が見られたとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水処理工程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

6. 水質検査の方法

- (1) 検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に基づいて検査を行うものとする。
- (2) 1日1回行う検査項目
日高町水・くらしサービスセンターの職員で行います。
 1. 残留塩素の測定は残留塩素計で行います。
 2. 色、濁りは外観目視で行います。
- (3) 定期検査
厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼して行います。
委託先：一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター
- (4) 試料の採取及び運搬方法
 1. 試料の採取については日高町水・くらしサービスセンターの職員が行いますが、臨時検査等にて受託者に採水を依頼する場合があるので、採水時には受託者の法令で定められた検査員が採水を行うこととする。
 2. 運搬方法については採水終了後に試料をクーラーボックスに入れ保冷し、破損防止の措置を施し受託者が社用車で検査施設まで運搬することとする。
 3. 委託した検査の実施状況の確認方法
 - ① 検査結果のバックデータ（必要に応じて提出）
 - ② 内部・外部精度管理（毎年度の実施状況）
 - ③ 標準作業書等（必要に応じて提出）

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画に毎事業年度の開始前に作成し、水・くらしサービスセンター窓口にて公表いたしますので、ご意見をお寄せください。

ご意見は今後の水質検査計画策定に当たり参考とさせていただきます。

検査結果を基に、必要に応じて検査計画を見直していきます。

水質検査結果についても、水・くらしサービスセンター窓口で公表します。

8. その他

- (1) 常に安全で満足してもらえる水道水を供給いたします。
- (2) 水道水質の信頼性確保につとめます。
- (3) 水道事故等が発生したときは、保健所・検査機関と連携し早期の復旧につとめます。
- (4) 住民の疑問点・不明点につきましては早急に対応いたします。

お問い合わせ先 〒055-0006
沙流郡日高町富川南1丁目9番1号
日高町水・暮らしサービスセンター
(上水道グループ)
TEL 01456-2-1334